

議員全員協議会会議録

平成26年 3 月 25 日

宮 古 市 議 会

平成26年3月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(3月25日)

議事日程..... 1

出席議員..... 2

欠席議員..... 2

説明のための出席者..... 2

議会事務局出席者..... 2

開 会..... 3

説明事項（１）..... 3

協議事項（１）.....14

協議事項（２）.....17

閉 会.....20

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成26年3月25日(火曜日) 午後 1時30分
場 所 議事堂 本会議場

○

事 件

〔説明事項〕

- (1) 宮古市魚市場整備事業について

〔協議事項〕

- (1) 議会改革について
- (2) その他

出席議員（26名）

1番 高屋敷 吉 蔵 君
 3番 竹 花 邦 彦 君
 5番 長 門 孝 則 君
 7番 茂 市 敏 之 君
 10番 坂 本 悦 夫 君
 12番 橋 本 久 夫 君
 14番 中 里 榮 輝 君
 16番 中 嶋 榮 君
 18番 横 田 有 平 君
 20番 工 藤 小 百 合 君
 23番 崎 尾 誠 君
 25番 内 舘 勝 則 君
 27番 佐々木 重 勝 君

2番 加 藤 俊 郎 君
 4番 佐々木 勝 君
 6番 落 合 久 三 君
 8番 須賀原 千エ子 君
 11番 田 中 尚 君
 13番 松 本 尚 美 君
 15番 坂 下 正 明 君
 17番 伊 藤 清 君
 19番 藤 原 光 昭 君
 21番 高 橋 秀 正 君
 24番 古 舘 章 秀 君
 26番 北 村 進 君
 28番 前 川 昌 登 君

欠席議員（1人）

9番 近 江 勝 定 君

説明のための出席者

説明事項（1）

副 市 長 山 口 公 正 君
 産 業 振 興 部 長 佐 藤 日 出 海 君
 契 約 検 査 課 長 山 本 克 明 君
 水 産 課 前 田 正 浩 君
 水 産 復 興 室 長
 建 築 住 宅 課 主 査 木 村 幸 一 君

総務企画部長兼
 上下水道部長 坂 下 昇 君
 水 産 課 長 伊 藤 孝 雄 君
 建 築 住 宅 課 長 中 洞 悟 君
 建 築 住 宅 課 主 幹 関 山 修 司 君

議会事務局出席者

事 務 局 長 中 村 俊 政
 主 任 菊 地 政 幸

次 長 佐々木 純 子

開 会

午後 1時30分 開会

○議長（前川昌登君） ご苦労さまでございます。

そろっているようでございますので、ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は26名でございます。会議は成立しております。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（１） 宮古市魚市場整備事業について

○議長（前川昌登君） 説明事項の１、宮古市魚市場整備事業についてを説明願います。

山口副市長。

○副市長（山口公正君） 本日は、年度末議員の皆様方におかれましては何かとご多忙のところ、議員全員協議会を開催いただきまして大変ありがとうございます。

さて、本日もご報告、ご協議申し上げます案件は、かねて何かとご心配やご迷惑をおかけしております宮古市魚市場整備事業についてでございます。

基本設計の成果品を受け実施設計に移行したところ、予算超過が判明したことから、市では建物計画を見直し、復興交付金の予算内で整備することで実施設計を再開いたしております。

したがって、この予算超過の問題について、まずは契約検査課、水産課、そして建築住宅課の関係３課と、さらには公共建築物等整備検討会議でそれぞれその原因調査と再発防止策の検討をまいりましたので、きょうはその結果についてご報告申し上げたいと思います。

まずもって、本事業の予算超過につきましては、基本設計と実施設計の比較検証を行ったところ、耐火建築物、構造、消防法の考え方が大きく異なっていることが影響し発生したものと考えられます。

また、この原因につきましては特定の要因ではなく、１つは面積及び設備の追加、２つ目は単価増、３つ目は地質調査、４つ目は不確定要素、５つ目が実施設計業者への設計意図の伝達、６つ目が委託業務期間、７つ目が落札率、そして８つ目が概算工事費の類似データの不足などのさまざまな要因が複合的に絡まって発生したものと考えられます。

したがって、それぞれの要因ごとに再発防止対策を確実に行ってまいりたいと考えております。特にも平成26年４月１日からは、最低制限価格制度の導入及び設計業務委託の指名停止基準の設定を実施するとともに、段階的かつ統一的な照査の実施の徹底と十分な履行期間の確保、基本設計業者から実施設計業者に対する設計意図の伝達の義務づけの実施を行っていくこととしております。

当然のことながら、今後、より厳しい中でのチェック体制と、私自身毎度毎度これら類似事案、案件について議員の皆様にご迷惑をおかけしておりますが、新年度からは改めてこのようなことが起こらないように再発防止策を確実に実施し、設計委託業務の一層の品質向上とやはり職員に対しては厳しさを求めてまいりたいと思います。

以上、報告いたしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） それではお手元に資料が３つあると思いますが、１つずつ説明をさせていただきます。

まず最初に議員全員協議会説明資料と書いた資料をお願いいたします。

これは去る 2 月 21 日に、経済・建設合同常任委員会で、現在の計画を変えてやる、整備方針を変えるということでご説明をさせていただいたものでございます。

中を開いていただきたいと思います。

国へ予算の増額要望をいたしました但、増額要望は受け入れることは無理ということでごございました。

そこで、市の対応といたしましては、現在の復興交付金の範囲内で整備することといたしました。

そのために、3、整備の考え方であります但、卸売市場棟は 1 階建てで既存建物に接続をするということと、次のページをお願いいたします。

当初の計画は、市場棟の上に買い受け人控室、そういったものをつくるように考えましたが、第 2 管理棟ということで、買い受け人控室、食堂、厨房、会議室、作業員の休憩所、喫煙所、そういったものをつくるということでごございます。また、雨よけのためのひさしを取りやめるとということと、通り抜け道路を一部廃止するというものでございます。

当初は 3 階建ての計画だったんですが、ここは避難場所ということもあつたんですけれども、こちらのほうは防潮堤を乗り越えて漁協ビルの駐車場に連絡する避難橋の整備について、国・県に要望中ということであります。

見学者用デッキについては、現在の見学者通路の活用を図るということでごございます。

殺菌冷海水供給装置については、そのまま導入するということでごございます。

資料の 1－2 が、宮古市魚市場の新しい現在考えている平面図でごございます。次のページがそれぞれの休憩室ですとか、そういったところの部屋割りというようなことで考えているところでごございます。

これがまず現在、実施設計の中で行っている部分でごございます。

次に、本日午前中に経済と建設の合同常任委員会でご説明させていただきました、宮古市魚市場整備事業予算超過問題調査報告書についてご説明をさせていただきます。

まず開いていただきまして、目次でごございます。

第 1 が調査の概要、第 2 が調査によって判明した事項、第 3 が再発防止に向けてとして、資料として設計業務委託の品質向上対策についてというものがございます。

宮古市魚市場整備事業の予算超過につきまして、原因の調査と今後の再発防止策の策定が必要であることから、本事業に関連する 3 課が原因調査と再発防止策の検討を行ったものであります。

本事業の経過は、平成 22 年 7 月 6 日に宮古市魚市場機能強化計画策定調査というのを行いました。施設の提案面積は 1 万 125㎡で、概算事業費は 25 億円でした。平成 24 年 3 月 19 日に第 1 回の復興交付金を申請し、全体事業費が 35 億 6,195 万、基幹事業で市場建設工事費は 25 億円が全額認められました。

次のページをお願いいたします。

平成 24 年 9 月 10 日に基本設計を契約いたしました。委託先は日本水工設計株式会社で、委託金額は 703 万 5,000 円、履行期間は 110 日間で落札率は 41.28% でごございました。

平成 24 年 12 月 29 日に基本設計の成果品が納品となりました。延べ床面積は 1 万 2,809㎡で概算工事費が 22 億 618 万円ということでした。

平成 25 年 2 月 26 日に実施設計の契約をいたしました。委託先は株式会社日総建で、委託金額は 2,814 万円、この入札には基本設計委託業者である日本水工設計も入札に参加いただきましたが、落札できませんでした。建設

の条件は、このとき延べ床面積が1万2,824㎡、総工事費が22億8,646万円でした。

3ページをお願いいたします。

平成28年と書いてありますが、25年の誤りでございますのでご訂正をお願いいたします。

平成25年8月6日に、実施設計業者から現在の概算工事費は35億9,652万円である旨の報告がございました。

表1に、建築工事、電気工事、機械設備工事の差額がそれぞれ書いてございます。

表2に、増加要因別を書いてございますが、単価増が3億2,200万、新規追加分が1億6,600万、実施設計により必要となった項目が9億200万円でございます。その中でも建築工事が7億3,000万円と、52.5%全体を占めるものでございます。

(3)の調査方法でございますが、基本設計委託業者に対しましては、文書で質問を行い、回答書を徴取するとともに、面談による調査を行っております。実施設計委託業者に対しては、面談による調査を行っております。

次の4ページをお願いいたします。

4ページ以降は調査によって判明した事項でございます。基本設計の付与条件と主な内容、そして5ページに実施設計の主な内容を記載してございます。

6ページをお願いいたします。

こちらは建築工事について、基本設計と実施設計の比較検証をしたものでございます。

7ページの4のところに概算工事費というのがございますが、基本設計のほうは概算数量を算出し刊行物の単価を使用して算定いたしました。実例資料を参考に平米単価換算をいたしました。実施設計のほうは概算数量を算出し見積書を徴取するなど、より具体的に精度の高い概算工事費を算出いたしました。そのほかにも、耐火建築物、構造、消防法等についての違いを記載してございます。

8ページをお願いいたします。

8ページ以降は、基本設計委託業者からの聴取内容でございます。

(1)の基本設計の進め方、(2)建築基準法に関する事項、9ページをお願いいたします。消防法に関する事項、(4)新築棟の基本的な構造の考え方、10ページをお願いいたします。概算工事費の算出について、(6)地質調査の遅れが全体の建築費に与えた影響について、(7)基本設計と実施設計における概算工事費の大きな相違箇所ということで、①建築関係、11ページに飛びまして②機械設備関係、電気設備関係、そして12ページでございますが、構造コストの差につきましては、原因として地質調査が基本設計後に行われていること、基本設計と実施設計の違いや考え方の違いがあるのではないかとということでございました。

このような調査を踏まえまして、13ページでございますが、基本設計と実施設計の一般的な考え方について整理いたしました。一般社団法人日本建設業協会の設計等業務一覧表に従ったものでございます。

基本設計は、建物の概要の決定、実施設計は、実際の見積もり、構造計算、数量計算や工事に使用する図面等の作成。基本設計は、発注者から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、設計等業務一覧表に定めた基本設計成果物を作成するというものでございます。

基本設計の業務一覧表を13ページの下の方に付してございますが、1つは設計条件等の整理、次のページをお願いいたします。法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ、3、上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ、4、基本設計方針の策定、5、基本設計図書の作成、6番は概算工事費の検討でございまして、この中では基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書に基づく

工事に通常要する費用を概算するとございます。また、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く）と書いてございますが、この工事費概算書を作成いたします。7番目は、基本設計内容の発注者への説明等ということでございます。

15ページをお願いいたします。

第3は、再発防止に向けてでございます。予算超過の原因と今後の対策でございます。

大変申しわけございませんが、数字の間違いがございましたので訂正させていただきます。上から6行目でございますが、「36億9,652万円」とあるのは「35億9,652万円」の間違いでございます。それから表の4のところに④実施設計概算工事費が「369,652万円」となっておりますが、こちらも「35億9,652万円」の誤りでございます。大変申しわけございませんでした。

表の4では、それぞれの段階の金額、それからその金額に含まれる延べ床面積、金額に含まれる施設・設備を書いてございます。

復興交付金の予算額25億円の時には1万125㎡で増設市場棟のみでした。それが基本設計の概算工事費のときには1万2,809㎡になりまして、既設市場棟、フォークリフト車庫、受水槽ポンプ室がふえてございます。さらに実施設計指示額の時には1万2,824㎡で、トラックスケールがふえてございます。さらに実施設計概算工事費のときには1万2,824㎡で、冷海水給水設備、見学者鑑賞用カメラ等がふえてございます。実はこの実施設計概算工事費の延べ床面積は、1万2,824㎡には既設市場棟の改修部分、増加分の1,547㎡が含まれておりますが、実際の工事では既存のひさし839㎡を解体して2,386㎡を新規に設置することから、既設市場棟のひさしの実際の工事面積は2,386㎡となりますので、全体の工事面積は1万3,663㎡となります。

通常の事業ですと、基本設計、実施設計、補助金申請といった流れでございますが、本事業は復興交付金申請が先で、次に基本契約——契約ではございません、基本設計でございます、申しわけありません。「基本契約」と書いてありますが「基本設計」でございます。下から1、2、3、4、基本設計でございます。基本設計といった今まで体験したことのない業務の流れとなりました。また、本事業の復興交付金は通常の復興交付金と異なり、被災した魚市場の推定被害額を算定根拠としているために復興交付金の増額が認められない性質のものでございますので、当初申請した復興交付金の予算額の範囲内で工事を完了しなければならない性質のものでございました。

16ページをお願いいたします。

16ページの2行目から9行目につきましては、実施設計概算工事費について考察したのですが、結論は妥当なものであるという結論でございました。

そこで、あと原因についての部分なんですけれども、予算超過が判明して以降、予算超過の原因について皆様から数々のご指摘をいただいております。今回の調査結果では、原因としてご指摘いただいた内容のほとんどが、本事業の予算超過に実際に影響を与えているということが判明いたしました。したがって、今回の予算超過は単独の要因によるものではなく、数々の要因が複合的に絡まって発生したものとするのが妥当ということでございます。

そこで、予算超過の主要な原因と考えられるものは、項目といたしましては、1、工事費の進行管理の問題、2番目が基本設計と実施設計での考え方の相違の発生、3番目が基本設計の委託契約の問題、4番目が卸売市場建築の特殊性ということでございました。原因については1から8項目までございますが、個別に17ページ以降にそれについてご説明をさせていただきます。

17ページをお願いいたします。

17ページは、延べ床面積と設備等の追加の状況について記載したものでございます。4行目のところを見ていただきまして、当初の予算単価は坪単価が坪当たり81万4,815円でございます。しかし、下から5行目を見ていただきまして、最終的に予算超の段階では坪当たり56万3,726円の工事単価となり、当初の復興交付金予算額の坪単価の69.1%、約3割減となっております。これは、震災後の新たな状況の中で、衛生面での向上による産地間競争を意識して、さらに新たな宮古市魚市場を水産と観光の拠点にし、地域の活性化を図ろうとする思いで施設設備の追加要望を繰り返してきた結果でございますが、要望の時点でその都度、概算工事費の把握を行わなかったことが予算超過の大きな要因になったものと考えられます。

続きまして18ページをお願いいたします。

単価増につきましては、資材費及び労務単価の高騰、消費税率のアップ等による影響で3億2,200万円が単価増による事業費の増額となりました。単価増に対する対策をあらかじめ十分に講じておかなかったことが予算超過の大きな原因となっております。

3番目が地質調査でございます。増設市場棟用地が震災復旧のための消波ブロックの製作ヤードとして使用されていたため、地質調査を基本設計の前に行うことができませんでした。既存データの活用が可能と考え、震災からの復旧・復興を急ぐ余り、地質調査実施前に基本設計を発注いたしました。このことが基本設計と実施設計の構造コストの考え方に大きく影響を及ぼしました。本事業で地質調査を基本設計の前に実施しなかったのは、適切ではなかったと考えます。

(4) 基本設計時点での不確定要素でございますが、構造計算の考え方の不確定要素につきましては、地質調査が主因であり、発注者である市側に問題があったと考えざるを得ません。Bの消防法の考え方については、実施設計段階での協議による判断とされたものでございますので、基本設計委託業者の問題ではないと考えております。

続きまして19ページをお願いいたします。

(5) 基本設計者から実施設計者への設計意図の伝達については、早い段階で予算超過の可能性を予見することが可能となり、早期に予算超過に対する対策を講じることができたものと考えております。

6番目の(6)でございますが、基本設計の業務委託履行期間については、当初基本設計は210日間の業務委託履行期間を想定しておりましたが、平成22年度に策定調査を行い、施設内容・設備について概要が固まっていたことから、通常より短い110日間に設定し、増設市場棟の完成を1年前倒しすることにより、震災からの復旧・復興を進めようとしたものでございますが、津波による既設建物資料がなくなっていたこと、新たな追加事項を私どもで行ったことにより、現実的には十分な履行期間とは言えない状況となってしまいました。津波による既存建物資料の亡失及び震災後の新たな状況から発生した追加事項の要望等の状況を考慮いたしますと、本事業の基本契約——基本設計でございます、申しわけございません。基本設計の業務委託履行期間は適切ではなかったものと考えられる。

続きまして、20ページをお願いいたします。

(7) 基本設計の落札率についてでございます。

基本設計の指名競争は1者が辞退して9者が行いました。予定価格に対して落札率は41.28%でした。委託契約の低価格による落札が成果品の品質に悪影響を及ぼすところをご指摘をいただいております。入札時において成果品の仕様を示していることから、全ての委託契約において低価格による落札がそのまま品質に悪影響を及ぼ

しているとはいいがたいが、本事業の基本設計においては、業務委託履行期間の不足と関連し、低価格による落札が成果品の品質に悪影響を及ぼした可能性があるというふうに記載をしておりますが、この部分につきましては、先ほどの経済・建設合同常任委員会で田中委員から不用意とのご指摘をいただきました。

次ページの基本設計の概算工事費の類似データが少なかったことは、魚市場の特殊性からしてやむを得ないとしても、履行期間がもう少し長く予算に余裕があれば、類似データをもう少し収集できたのではないかという思いで記載したものでございますが、あくまで推論の域を出ないので、この部分は報告書としては不適切であると現在は考えております。表現は後で訂正したいというふうに思っております。

21ページをお願いいたします。

基本設計の概算工事費の類似データの不足についてでございます。

基本方針といたしまして、建築着工統計調査報告をもとに策定いたしました。この建築着工統計調査報告の言う鉄骨造りは軽量鉄骨も含むものであり、通常の鉄骨造りの工事費単価に比べ低い数値となっていることが想定されます。最善を求めるのであれば、同様な構造を持った他の魚市場の直近の建築費との比較を行うべきであると一般的には考えられました。

続きまして、22ページをお願いいたします。

22ページに、現在の卸売場の状況、それから宮古市の魚市場の状況等を記載しておりますけれども、結論といたしましては、産地卸売市場——魚市場でございますけれども、魚市場の機能は特殊であるとともに、その構造は多様であって、今回の策定調査をベースにした仕様書に類似したデータを多数収集することは、本事業の契約委託履行期間では難しい状況であったというのが結論でございました。

そして、26ページをお願いいたします。

〔「23ページ……」と呼ぶ者あり〕

○産業振興部長（佐藤日出海君） すみません。23ページでございます。申しわけございません。

23ページは、再発防止対策の実施でございます。

（１）といたしまして、延べ床面積及び設備等の追加については、今後設計委託業者に延べ床面積及び設備等の追加要望を行う際には、その時点での概算工事費を確認し、予算の範囲で実現できることを前提に慎重に判断する。

（２）の単価増につきましては、国・県から単価増が認められない場合は、市単独費での増額または設計の縮小を選択しなければならないことから、今後は資材及び労務単価の動向を注視し、早い段階で十分な対策を講じる。

（３）地質調査、今後は基本設計の前に地質調査を行うという基本原則を厳守していく。

24ページをお願いいたします。

（４）基本設計時点での不確定要素、今後の対策としては、適正な業務委託履行期間の確保及び最低制限価格制度の導入が、この問題の解決の糸口になると考える。

（５）基本設計者から実施設計者への設計意図の伝達については、今後の対策としては、基本設計の仕様書において、基本設計者から実施設計者への設計意図の伝達を義務づける。

25ページをお願いいたします。

（６）基本設計の業務委託履行期間でございます。今後は、適正な業務委託履行期間を確保するということで、一般的に標準算定方法が決まっているわけではございませんが、今まで経験的にやってきたものをしっか

りと守っていくということでございます。

(7) 基本設計の落札率でございます。このところの「本事業の」云々という2行の部分については、先ほど申し上げましたように報告書としては不適切な部分もあると思われますので、後日修正させていただきます。委託契約への最低制限価格制度の導入については、平成26年4月1日から導入いたします。

続いて26ページをお願いいたします。

基本設計の概算工事費の類似データの不足につきましては、今後は、基本設計委託業者に対して類似データの収集とその正確性を求めていくものでございます。

27ページをお願いいたします。

設計業務委託契約の品質向上を図るための全体的な措置として、設計業務委託の指名停止基準の設定をいたします。これも平成26年4月1日からでございます。

28ページをお願いいたします。

市では、崎山小学校工事における積算ミスに続き、本事業においても基本設計と実施設計の概算工事費の乖離が発生したことを踏まえまして、次ページの資料「設計業務委託の品質向上対策について」というのを検討してまいりました。この検討に基づき平成25年7月からは、仕様書におきまして照査について義務づけを行っているところであります。また、平成26年4月1日からは最低制限価格制度の導入及び設計業務委託の指名停止基準の設定を実施するとともに、段階的かつ統一的な照査の実施の徹底、十分な履行期間の確保、基本設計者から実施設計者に対する設計意図の伝達の義務づけの実施を図っていくこととしております。

今後でございますけれども、恐縮ですが一番最後のページをごらんいただきたいと思います。今後の検討ポイントというところで、ちょっと字が切れていて申しわけございませんでした。

1つは、発注者の行う検査範囲の明確化でございます。それから、②といたしまして社外第三者照査について、③第三者監理方式の検証について、それから④基本・実施設計の一括発注方式について、⑤設計・施行一括発注方式について、この部分につきまして、先ほどの経済・建設の常任委員会で高橋委員から、設計付与条件の適格化といったようなものを入れたほうがいいのかというご意見をいただきましたので、検討をしてみたいと思います。

以上、この間の宮古市魚市場の予算超過問題の検証でございますけれども、こういったことが二度と起きないように、これからしっかりとした改善対策を実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件につきましては、経済・建設合同常任委員会に説明済みでありますので、合同委員会での経過について経済常任委員長より報告願います。

横田経済常任委員会委員長。

○18番（横田有平君） 18番、横田有平。

ただいま当局から説明のありました、宮古市魚市場整備事業については、本日午前10時からの経済・建設合同常任委員会において説明がありましたので、合同委員会での主な議論の経過を報告いたします。

委員会では、今回の魚市場整備事業の予算超過問題に関して、これまでの委員会等での指摘を踏まえた上で調査報告書をまとめたことについては、一定の評価をするものでございます。

その中で、この問題の主たる原因はどこにあったのかという質問では、工事の進行管理の部分で延べ床面積

及び設備等を追加してきたことや、基本設計の段階での地質調査が行わなかったこと、基本設計時点での消防法の考え方などの不確定要素と、それから基本設計の業務委託履行期間の不足など、市側に原因があった部分が大きいということでありました。また、仮に今回の設計業者の対応について、本年4月1日から施行する設計業務委託の指名停止基準に当てはめてみても適用にはならないとのことでありました。

再発防止対策についても、委員からは、設計意図の伝達に関しては基本的に市が行わなければならない部分であるので、業者任せでなく、市でもしっかりと行わなければならないなどの意見がありました。

また、今後の検討ポイントも5点ありますが、先ほど説明があったところでありますけれども、設計条件を明確にすることが一番のポイントであると思うので検討に加えるべきとの意見があり、今後の検討ポイントに設計条件の適格化を加えることとしたものであります。

以上、簡単ではございますが、合同委員会での内容について報告いたしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 経済・建設合同常任委員会の報告が終わりました。

この件についてご質問があれば挙手願います。

松本議員。

○13番（松本尚美君） ちょっと確認したいと思うんですけれども、8ページの基本設計の進め方、「当該事業の基本設計においては、津波により既設建物等の資料がなくなっている」ということが記されているんですけれども、これは、こういった資料についてはどうなんですか。魚市場のあの建物のどこかに保管をしているということが、基本的な保管のルールなんですか。建物ごとに、従前も恐らく施設というか、それぞれの施設にそういった図面ですね、電気も含めて建築も含めてそれから機械設備等々あると思うんですが、そこに100%保管して、ほかに保管をするということがないということが前提ですか、基本的なルールですか。

○議長（前川昌登君） 佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） 基本的には、市役所のほうで保管しているものと、施設のほうで保管しているものと2つあるのが基本だと思います。

シートピアなあのときにも2つあるという前提で進めていったのですが、実はなかなか市役所のほうのもので直接いろいろな修繕とかに使うものが現場のほうで多いので、図面がそちらのほうに移動していたといったようなことがあって、今回の魚市場のほうも同様に、詳細な部分、そういった部分について図面が本来あるべき市水産課のほうになくて、それが市場のほうにあって、流出したというふうに聞いております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） そうしますと今後も考えられるとすれば、図面等の保管の問題もあるのではないのかなというふうに思われるんです。それから紙ベースといわゆる電子ベースといいますか、そういったことの違いも今後あると思うんですけれども、紙ベースだけではなくていわゆるデータ化した部分で保管をしていくと、よりコンパクトになっていくし管理もしやすいというふうに思われるんですが、今後の対応という部分、ちょっと違うのかもしれませんが、ただ、これも一つの原因になったとすれば、そういった保管の方法も考えていく必要があるのではないのかなというふうに思われますが、そこはどうですか。うなずいていらっしゃるんですけれども。

○議長（前川昌登君） 佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） なあどのときも同じことを感じましたので、おっしゃるとおりかと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） それから全体的に12ページでも出ていますけれども、コストの関係で大きく左右しているのが、地質調査が、データがなかったので、建物を支える地盤の補強等とかそういった部分が大きく左右するということですが、これはレストハウスのときにも地質調査が後回ったということが、指摘、私もしたと思うんです。それが今回生かされなかったというのは何か、急ぐということが理由なのかなというふうには思われるんですけども、庁内でこういった事業を進めていく中でチェックされなかったのかどうかです。チェックされてもなお、いいという判断をしたのか、そこの辺の確認をしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 伊藤水産課長。

○水産課長（伊藤孝雄君） お答えいたします。

この地質調査につきましては、基本設計を行う当時は、あそこの場所がそれぞれブロックの製作ヤード等に使われておりましたので、水産課といたしましては、既存の市場のデータがありましたので、それをお渡しすることによって、ある程度の設計は可能なかなというふうに判断いたしました。水産課としては、そのような判断をしてしまったというのを今となっては反省しているところでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） そう判断したというのは担当課とすればそうなんですが、データがなかったんでしょう。要するに地質調査のデータも含めてですよ、いわゆる図面も含めてなかったという、図面には当然地盤の補強、また、建物を支える構造がどうなっているのかということも記されているように思われるんですが、それがもう提供できないということが書かれているわけですね。ないにもかかわらずそれで進んでしまうところで、どこでチェックが働いたのかなというふうに思われるんですが、担当課の判断は判断としてわかりますよ。ただ全体で、庁内で何でしたっけ、正式な名称は、公共建築物の公共事業に資する部分をチェックする委員会なりを設置したというふうに聞いているんですが、そこをなぜスルーしたのかなと。

○議長（前川昌登君） 中洞建築住宅課長。

○建築住宅課長（中洞 悟君） 今の地質調査の件は、柱状図自体は、データは既存のやつはあったそうです。それをもとに21から34mの部分の支持地盤を想定して設計をしたと。あと公共建築物というのは、公共建築物検討委員会と幹事会での部分というのは、その設計内容等までは、市場に関してはそういう部分までは検討はしてございませんでした。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） なるほど、大事なポイントだったけれども何らチェックがないままにスルーしたと、今既存の建物の建っている場所の地質調査のデータはあったんだ、それを参考に基本設計事業者提供をしたと、それをもとにはじき出したんだと。

ただ、これも教訓がちょっと生かされていないなということが言えるわけですけども、これは出先の施設ですね。これも10m、1m、極端に言えば1m違っても場所によって深さといいますか、安定地盤までの、支持地盤までの深さが違うということが言われたわけですね。ですから、岩礁地帯でもあったわけですから当然そういったことがあり得たわけですが、そういったものをしっかりと念頭に置いてチェックをすることができなかったんだということですね。そうすると、やはり検討会なりそういった委員会なり、そのあり方自体も私は問題があるのではないのかなと思われるんです。そこはどうでしょう。

○議長（前川昌登君） 中洞建築住宅課長。

○建築住宅課長（中洞 悟君） 今おっしゃるとおり、特に既存の建物より海側に寄っている建物、増築する部

分で山が走っているから現在21mから三十四、五mという既存の部分の支持地盤があったとしても、それより深くなっていくというのはほぼ確実なわけで、その辺の考慮というのは必要だったというのはございます。

もう一つ、幹事会と検討委員会という二重構造で現在事業のチェックは行っていますが、なかなかそういう実際は深いところまで、どういう設計方針だとかというところまでは踏み込んでやっていないのが現状でございますので、その辺ももう少し技術的なというか、専門的な方々も含めた部分で協議をしていくというのも大事になってくるのかなとは考えております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） そこを何重構造にしようが、きちっとチェックできなかつたら意味がないのかなというふうに思うんですけども、事業全体というかトータルの部分をチェックするという機関だというふうに、今改めて理解をしているんですが、だとすればやっぱり基本設計なり実施設計も含めて発注して納品されたものを専門的にチェックする機関がまた必要になってくる。それが庁内の部分でできないとすれば、これも第三者にお任せするしかない、委ねるしかないということになりますよね。違いますか。

だから、今はいろいろ各担当課、復興・復旧という部分で繁忙期なわけですけども、できないとすればやっぱりチェックすること自体を委託しなきゃならないということになりますが、その辺の考え方はどうですか。

○議長（前川昌登君） 中洞建築住宅課長。

○建築住宅課長（中洞 悟君） 今のページ数の29ページ以降に、一般的な業務委託の品質管理、品質向上対策というのが去年の7月ごろ、これに基づいて今実施してございます。その中でも業務委託を発注して、その業者が段階的な照査を実施していくというような義務づけでございますが、それでもいろいろな問題が生じてくるというものが実際あったりしますので、それで社外の検証を実施するか、受託した業者さんが社外に検証委託するものと、宮古市が成果品を受けてから新たに社外の検証を実施するという2種類ございますが、この辺の考え方、実施の仕方というのも今後検討をしてみたいと考えております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） まず、どこまで行っても切りがないのかな、またそれをどうチェックするのかという、あとは時間との戦いの部分があると思うんです。これぐらい資材の高騰とかそういったことがあると、特に積算の部分です。積算の部分については本当にタイムリーに適切にというか反映していかないと、半年前、3カ月前がもう使えないというような状況になりますよね。先ほど坪単価の話がありましたけれども、頭出しの部分と実際設計をやってみたときにギャップが何でこんなに出るんだろうな、本当に積算が適切なのかなという思いがあります。頭出しはつかみなので何とも言えませんが、これからギャップが出ると本当に大丈夫なのかな、今後ともですね、そこは心配ですね。

僅差で今資材の高騰分とか、そういった人件費の高騰分の差が出るというのはある程度理解できるんですが、頭でそうやって違いが出てくると、これは本当に大丈夫なのかなと。そうするとやはりしっかり、逆に請け負っている事業者の能力が問われてくることになるのかな。そうすると逆に、特殊な建物だと言えば特殊な建物なんでしょうけれども、やはり実績ですよ、やったことがあるのか。これが応札、入札に関してのある意味で条件になってくるのかな。やったことのない事業者、業者が、特殊な建物と言われるものは、設計なり積算ができるのかということです。そこも課題、ポイントだと思われそうですがいかがですか。

○議長（前川昌登君） 山本契約検査課長。

○契約検査課長（山本克明君） 業者の指名に当たっては当然実績も重視するわけですが、今回の例でいえば宮

古市の入札参加資格者名簿、建築に登録されている業者の中から、一級建築士とその成果品の履行の確保に必要な技術者が在職している事業者を指名しておりますが、今後も指名に当たっては実績も十分考慮に入れながら指名をしてまいりたいと思っております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） 一般的な建物でも、繰り返すと余計な話かもしれませんが、木造建築物ですらあれぐらの構造の違いといいますか、設計の考え方が違うという部分がありますから、特殊な建物となればやはり経験、実績そういったものが重視されなければならないなど。施工に関しては、トンネルにしたって橋梁にしても、これは特殊かどうかは別にしても、そういったある程度大規模なものとか、そういったものについては当然施工実績が入ってきているわけですね。ですから、設計においても当然そういったことが本来あってしかるべきだったのではないのかなというふうに思われます。

それともう一つは、やはりチェック能力ですから、最終的には受注者、事業者が非はないというような結論になってしまうと、実害が発生するとすれば、じゃ誰が負っていくのかということになりますよね。ですから、指名停止の基準ということもありますけれども、やはりしっかりと修補させるものは早くチェックしないとできないわけですから、そういった体制をしっかりとつくる必要があるのかなというふうに思いますが、全般的にこれから対応をどうするかということが試されるということになります、特殊な建物があるかどうかは別にしてもですね。その、もうちょっとすきつとするような……。

○議長（前川昌登君） 山口副市長。

○副市長（山口公正君） きょう午前中の経済・建設合同常任委員会、そしてただいまの議員全員協議会における今の松本議員のご発言、いろいろそうした部分、ご指摘いただいた部分につきましては、今後いずれ内部でさらに検討しながら適正な執行に努めてまいりたいと思いますので、何とぞご了承賜りたいと思います。

〔「あと最後1点」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） 28ページそれから資料の後段について、最後の41ページにも書いていますが、今後の検討ポイントの⑤です。設計・施行一括発注という方式です。これも検討課題に入るということですが、もう少し詳しく検討するこの方式といいますか、説明願えますか。

○議長（前川昌登君） 中洞建築住宅課長。

○建築住宅課長（中洞 悟君） これには設計・施行一括方式としか書いてございませんけれども、近年、例えばPFI事業含めて公募型プロポーザル、そういう方向に大型事業というのが全国的にはなっております。

したがって、そういう検討方式を全体的に検討してまいりたい。なおかつ、一括した発注方式をとった場合には、例えば買い取りとかという部分も出てきますので、あと宮古市にもPFIのガイドライン等もございます。それらの全体的な検討をして、大型事業というのは検討していかなければいけないんじゃないかなというこれは部分でございますので、そういうことでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） なるほどPFIも視野に入れた検討をスタートする。意外なところからPFIが、何か検討が始まるのかな、再検討といいますか、再スタートが始まるのかなという思いがいたしましたが、課長がおっしゃっている大型事業ということ、基準がいろいろあるとは思いますが、条件とか2次要件とか考え方があって、いわゆるバリュー・フォー・マネーですか、メリットが前の北村前々々総務企画部長の説明

では20%程度ということが言われておりますけれども、私は大型に限らず、これはPFIもいろいろな形態がございます。ですから、宮古に合う形態と言われるものを追求していかなきゃならないのかなというふうに思っていますので、蛇足ながら、そこはつけ加えさせていただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 他に質問がなければ、この件はこれで終わりたいと思います。

説明員は退席願います。

ご苦労さまでした。

○

協議事項（１） 議会改革について

○議長（前川昌登君） 次に、協議事項の１、議会改革についてですが、議会運営委員会委員長より説明願います。

松本議会運営委員会委員長。

○13番（松本尚美君） それでは、皆さんのお手元に議会改革の進捗状況についてという資料がございます。見ていただきたいと思います。改選期ということもありまして、この任期内に進めるもの、決められるものを決めていく、その中には当然改選後も継続してやっていくものと、今、任期中の中で決めて、改選当初からスムーズに進めなければならないといいますが、委員会等の構成もございますので、そういった区分をしながらちょっと整理をしてみました。

実施又は決定済みの事項として1から8番まで書いてございますが、1、2については今任期中に結論が出た部分でございますけれども、これは結論が出たからといって改選後の部分を拘束するものではございませんので、そこはご理解をいただきたいとそうに思います。

それから3番については、これは実施済みということですが、さらに本会議だけではなくて委員会等々含めて、予算・決算含めて拡充をしていくという部分も検討課題ということになると思いますが、いずれ実施しておりますので、実施ということでこの枠の中に入ってまいります。

それから4番の委員会の任期についてですが、現行どおり2年とすることが会派の皆さんの意見集約を踏まえて議運で決めさせていただいております。この部分が改選後当初からスムーズに進められる運営ができるようにということの項目でございます。

5番については、まだ結論が出ておりません。これは時代の流れという部分がございますので、新たな任期の中で決めていくことだということでございます。

それから、6番の政務活動費については、凍結という言葉が適切かどうか分かりませんが、申し合わせ事項また当時の議長の名前でこの費目でもっての政務活動費の精算は控えるということになっておりましたが、今年度、今任期中をもって自粛を解除するということが確認をされております。

それから、その内容についてでございますけれども、これは内容を説明していいんですね。とりあえず自粛解除だけでいいですね。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○13番（松本尚美君） 自粛解除だけということ——だけではないと思うんですが、理由があると思うんですが、基本的に会派支給ではないということで、今時点では個々に対する支給ということになりますが、これも改選後の部分について検討していくのかなというふうに思いますけれども、基本的に会派名を使ってという部分については問題がないという部分の確認ができております。

それから、7番の質問席の導入については、大方の意見といたしますが、集約が、導入を見送るということになっています。ただ、一問一答方式を限りなくどうしていくかということは改選後も検討しなければならないと、そのように思っています。

8番については、正副議長選については、今任期の冒頭、立候補制を急遽取り入れてやってございます。改選後の正副議長選においても立候補制を導入する、採用するということになっておりますので、後段に案として、あとは様式等について添付させていただいておりますので見ていただければというふうに思います。

それから、引き続き検討する事項です。

常任委員会の再編についてです。議員定数との兼ね合いもあるということでありましたので、新任期において定数との関連で検討していくということになります。

2番についてですが、議決に付すべきものの中をどうするかということですね。これは基本構想、基本計画、基本構想が議決事項となっていますが、基本計画についてもどうするかということで、これは宮古市の場合、市の条例と議会の条例も当然あるわけですが、ただ、自治法にものつった条例改正も必要だというふうに思いますし、2本立てでどうするかということがあるということが指摘されておりますので、そこら辺もどうするかです。そこを検討が引き続き必要ということです。

それから、3番の予算・決算の分科会審査についてです。6月の定例会が事実上スタートになると思うんですが、9月決算、そして明けて3月が予算ということでありますので、これもどうするかということとは新任期で決めていただくということになります。

それから、4番の全員協議会のあり方です。これも非常にまだまだ課題が多い部分でございます。「できる規定」としてこの全協で審査できることにも、「できる規定」ではありますが、当議会の場合はまだそれを採用していません。基本的には討議の場、また、きょうみたいに当局からの説明を受ける場、または議会での内部の課題についての協議をする場、いろいろあると思いますけれども、それらについても明確化できるものであれば、新任期の中で改選後の任期の中で明確化できるものはしていくということで、引き続き検討する事項として入ってございます。

それから5番の通年議会の実施です。これも、議運の今任期、特にも後半、研修したり勉強したりはしたんですが、これについても引き続き検討が必要だということです。

それから6番の議会報告会のあり方です。テーマごととか、また、課題ごととかいろいろあるわけですが、今のままではやはりいけないのではないかという意見が多く出ておりますので、そういった報告会になるのか懇談会になるのかタウンミーティング方式になるのか、そういったことも決めていくということが確認をされております。

大体、こういった形でまとめさせていただきました。何か、質問があれば伺います。

○議長（前川昌登君） 田中議員、どうぞ。

○11番（田中 尚君） 議運の松本委員長からのご説明をいただいたところでありますが、実施又は決定済みの事項の中の4について、現行どおりとすることを決定したと、こうなっておりますが、その場合の判断ですよ。やっぱり議員の、住民から選ばれる我々の任期は4年ですよ。4年の中でどういうふうな常任委員会に所属をして、みずからがどういう市政課題を設けながら活動するのかということを考えますと、私は根本的に2年間の常任委員会というのは、この間やってみて、メリットよりもデメリットのほうが大きいんじゃないのかなというふうに感じておりますが、議運のほうの議論では各会派がそういうふうな方向だということなん

ですが、少なくともそうであるならば、この2年制にしたことによるメリットとデメリットの検証が私は必要ではないのかなと思うんですが、議運の中での議論はその辺はどのように整理されているのかお尋ねいたします。

○議長（前川昌登君） 松本委員長。

○13番（松本尚美君） 100%整理されていることではないと思います。今、田中議員がおっしゃったような部分、これも意見としては当然ありますし、メリット、デメリットを検証すべきだという部分もお話もいただいています。

ただ、総体とすれば、始めて浅いと。もう少し2年でやっていいじゃないかという意見もあったことも事実でありますから、議運とすれば、じゃ、もうちょっとやってみるかという、検証は100%はしていません。

以上です。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） 私は以前に、この常任委員会2年制のメリットの一つとして、一つというよりもそれが全てだと思っておりますけれども、2年ごとに常任委員長、つまり議員から見ると常任委員会の委員長あるいは副委員長になれる機会があるかある、少なくとも倍増するわけでありますから。しかしそのことと引きかえに、議員が所管の常任委員会のさまざまな行政政策的な課題も含めて、議会の立場からしっかり審議できる、そういう知識それから能力、そういうものが備わるのかということになりますと、私はこの間やってみて違うなというのが私の判断なんです。

むしろ私も、長になることができたということのほうは、私は自粛すべきではないのかな。住民から選ばれた4年間の任期の中での経験を踏まえて、特に私は1年生議員のときにそう思ったんですが、4年の中でひとつ先輩議員からの指導も含めてあるいはみずからの勉強も含めて、市政課題についてある程度認識を深めることができると思うんですが、1期4年の中に、今度は経済だ、今度は総務だ、やれ何だかんだ、そういうのはいかなものかなというふうに思いますので、議運のほうのこの報告内容については、この4については、非常に私は、始めてみたばかりだから継続しましょうというのは理由にならないと思います。

なぜならば、今、地方自治法の改正で常任委員会の機能強化も含めて議会全体の活性化と役割の強化が言われているんです。専門家に言わせますと、今の地方議会はいまほとんど与党——与党といいますか、首長の承認機関になっていて議会の役割を果たしていないと。そういう辛辣な評価が大体常識的な評価になっているわけですよ。そういう中で、果たして2年ごとに所属を変えて、そういうふうな本来議会に求められているあるいは地方自治法上の改正も含めて、根拠がある常任委員会の活動、機能強化が期待できるのかということになりますと、私は違うな、それはやってみてどうなのかという、少なくともそういう意味での自己検証がないのが非常に遺憾です。

○議長（前川昌登君） 松本委員長。

○13番（松本尚美君） 田中議員がおっしゃるのはもっともらしくは聞こえるんですけども、逆に2年制の中で、じゃ、何ができているのかということもしっかり踏まえた上で今ご指摘をいただきたいなと。

2年制にした経緯は、要するに分科会方式をリンクしています。一つの分野ですか、常任委員会単位ですけども、その分野で4年間ということになると分科会で広く対応できないと。じゃ、それを倍増しようかというのがこの2年制の一つの導入のきっかけです。それから、その2年制にする際に、やはり密度をもう少し、場合によっては2年間で研究してテーマを設けて、政策提言までつなげられるような密度を濃くしてやるとい

うことも必要ではないかということも議論されてきたわけです。

ですから、逆に田中議員に申し上げたいんですが、じゃ、4年やればできるのか。じゃ、なぜ2年でできないのか。2年でできないことが、何が問題あるのかということもやっぱり認識した上で発言をしていただきたいなというふうに思います。

トータルでは確かにメリット、デメリットはあるとは思いますが、でも、まだまだこの2年制が定着しているわけじゃなくて、その2年制がまだ検証できる私は段階ではない、そのように皆さん議運のメンバーが判断をしたのではないかと、そのように思います。ここで問答をやっているとしてもしょうがないんですよ。これは……。

○11番（田中 尚君） いや、もちろん。今、議運の委員長が言いますから、私もちょっとあえて発言させていただきたいと思うんですけども、やっぱり4年、2年。じゃ、その2年の中で1期4年間の活動ができないのかというふうにお話があったわけでありましてけれども、当初、松本議運委員長がこれはある意味委員長だったときに決定した内容なんです。そのときに2年の間に4年の活動をしようねと、これが合い言葉でもあったわけですね。そういうふうな形で考えたときに、じゃ、果たして2年の中で4年の活動がやれてきたのか、やれないとすれば何が原因だったのかということが少なくとも出ない限りは、また続けようねということを決めること自体のメリットは、2年ごとに委員長人事が行われる、これしかないんじゃないですか、わかりやすい話。

そうなったときに、例えば宮古市の総合開発計画にしても、一つの政策を実現するには短くても3年かかっているんですよ。物によっては5年かかるわけです。そういうときに前の経過も知らないという状況で、所属する常任委員会の、市のいわば政策内容について意見が本当に言えるのかということなんですよ。それは前の照査を見たらいいでしょうということになるんでしょうけれども、であれば、そこはどういうふう実践されてきているのかということもないと、この4年間の繰り返しになりますよ。しかもその間に新人議員が入ってくるわけでありまして、私はそういった意味で根本的に、この2年制の導入には無理があるというふうに思っておりますので、ただ、全協ですから、この全協のあり方も含めてどうなのかということなんですが、一応議会運営委員会では決めたということですので、あえて私は質問と意見を申し上げている、以上です。

○議長（前川昌登君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） なければ、この件はこれで終わります。

ご苦労さまでした。

○

協議事項（2） その他

○議長（前川昌登君） その他、委員さんから……

〔「議長、その他で」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 横田議員、どうぞ。

○18番（横田有平君） 宮古市には、今度の震災を受けて、防災マニュアルとか宮古市の防災基本法とか避難マニュアルとかいろいろつくって震災に備えるという方向性が示されていますけれども、議会として、今から3年前、ちょうどここでやっていたときに大きな地震が来て震災があったわけですが、あのときも議員として家に帰ったりここに待機したり、議会としての当時の対応といいますか、そういうものがみんなきちんと整理をされていないとか、決まっていなかったために、それぞれいろいろな方向でもって、独自でもって、

地元に戻ってあるいは自治会あるいは自主防災の中で議員としてできる範囲内での活動は私もしたと思っています。

しかしながら、議会としてやっぱりきちんとした防災マニュアルといえますか、そういうものを非常事態のときに、議会として何が必要でどのような対応をすべきかというのがきちんとして示されていないような気がしますので、これについて今後きちんとした、これはほかの議会にもそういう前例があるようでございますけれども、私きょう書類持ってきていませんけれども、そういうようなものもきちんと検証したりなんかして今後検討すべきではないかなということをご提言申し上げたいと思います。

○議長（前川昌登君） 今、横田議員さんから、こういった災害時の議会の対応ということで、それなりのマニュアルが必要でないかということでございますので、これも検討課題にさせていただいて、お願いします。

田中議員。

○11番（田中 尚君） 実はきょうの全員協議会の中に説明事項としてないわけでありましてけれども、例の鉄道利用促進策についてなんです、さきの予算委員会ではほぼまとまっています。まとまったらば議会にも説明するということがあったようでありまして、きのうだったかな、私企画のほうに行ってどうなっているのと聞いたら、まとまったと言うんですが、説明の日程がないんです。4月になると選挙ですので改選後云々かんぬんという話をしているんですが、やっぱり議会改革の意図ももちろんそうなんですが、議会改革の目的はやはり議会本来の役割を発揮する上での改革だと思っているんですよ。しかも、我々のバックグラウンドには議会基本条例がありますから、ここに照らしてどうなの、さらには宮古市の自治基本条例もある……。

〔発言する者あり〕

○11番（田中 尚君） いや、そういう中で、議会に対する説明が少なくともない、情報の共有がつかられていない、こういう現状を私は非常に憂えているんですよ。私の認識はそうなんですが、皆さんにお諮りしたいんですが、JRの山田線の復旧に向けての利用促進策が課題だったわけでありまして、それ、まとまったんだけれども、議会に説明する日程がないまま選挙に入って新しい議会を迎えていいものかどうか私は疑問なんです、議長はその辺についてはどうお考えなのか、あるいはほかの同僚の議員も含めて、ちょっとその辺はお話をいただければと思っています。

以上です。

○議長（前川昌登君） これは利用策のことですよ。

〔「そうです。まとまったけれども説明がありません。この程度のこういう柱ですと説明してもらいたいと思うんですが」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） まとまったというのであれば説明をさせたいと思いますが、皆さんいかがですか。

今呼びますか。急だけれども対応できるかどうか。

〔発言する者あり〕

○議長（前川昌登君） それでは……。

○事務局主任（菊地政幸君） すみません、皆さんのお手元に26年5月臨時会等の関係日程案ということで、1枚物の両面刷りでお配りしております。

これは先日の議会運営委員会でも確認した事項でございますので、5月の選挙が終わった後のスケジュールをこういう形で進めたいということでお配りしておりますので、参考にしていただきたいというふうに思います。

まず、1ページ目になりますけれども、4月20日が選挙ということで翌日の21日月曜日の11時から当選証書の付与が6階ホールでございます。その後に、例年どおり事務連絡ということで議会に提出していただく書類等を、下のほうの4月28日の月曜日のスケジュール会議等というところがございますが、会派の結成届とか常任委員会の希望票等を21日の際にお配りしたいというふうに思っております。これらの提出書類の提出締め切り日が28日の月曜日5時ということになります。

従来と、4年前と違う部分につきましては、常任委員会の希望票や、あとは議会運営委員会の選出の関係が会派選出ということになってございますので、会派規定もできましたので、最初に提出していただくのが会派結成届ということになるかと思えます。それぞれの会派ごとに常任委員会の希望票、議会運営委員会の委員を選出していただくという形で、そちらの締め切り日を4月28日と。改選というか任期の前にはなりますけれども、あくまでも5月1日付ということにはなるかと思えますが、これまでに提出していただきたいということでございます。

それを受けまして、5月1日木曜日に会派代表者会議を招集したいというふうに思っております。その会派代表者会議では、常任委員会の委員と議会運営委員会の委員をそれぞれこのときに決めていただくという形です。

最初の会議は臨時会ということになりますので、この時点で臨時会の招集、臨時会に上げる当局の案件がない場合は議員からの7名以上の議員の連署で請求ということになりますので、この時点で当局からの臨時会の案件がないようであれば、会派代表の方々に臨時会の招集を請求していただくという手続をとりたいと思っております。

それが終わりますと、連休が入りますけれども5月7日水曜日10時から事務連絡会ということで、臨時会の日程や仮議席の抽せんと、あとは会派代表者会議で決定した常任委員会や議運の選任ということで、その際に説明させていただきたいというふうに思います。

すみません、4月28日の分で申し忘れましたが、先ほど議運の委員長からも説明がございましたように、正副議長選挙に当たりましては、今回から立候補制と所信表明を行うということで、こちらの立候補の届け出の締め切り日も4月28日月曜日ということでほかの書類と同じ日にさせていただきたいというふうに思います。

7日の事務連絡会終了後、議員全員協議会を開催いたしまして、正副議長の候補者の所信表明をこの場で行いたいというふうに思います。

2ページをごらんいただきたいと思います。

臨時会のスケジュールですけれども、臨時会を、4年前であれば1日で終わっておりましたけれども2日間に分けて行わせていただきたいと思いますと考えております。5月8日木曜日が初日ということで、9時30分から市長、副市長、教育長と部課長の紹介ということで6階ホールで行います。10時から臨時会の本会議開会と。初日の会議については、仮議席の指定、正副議長の選挙、あとは常任委員会の委員、議会運営委員会の委員、広報編集特別委員会の委員というふうに変任して、それぞれ正副委員長の選任で初日の会議は終わります。終了後、午後になるかと思いますが、会派代表者会議を開催いたしまして、翌日の議案になりますけれども、一部事務組合の議員と監査委員の選任の部分で、これも会派代表者会議でそれぞれの委員を決定していただくと。翌日の10時からの本会議の際には、当局からの議案の審議と、あとはそれぞれの一部事務組合議員の選挙や監査委員の選任を行っていただくという形になります。4年前であれば本会議中に休憩をして、全協を開いてというような形になっておりましたが、こちらでも会派規定ができたということもございまして、全協ではなく会派代

表者会議でここは決めさせていただきたいというふうに思います。なお、9日、2日目の朝9時30分からになりますけれども、3月定例会と同様に記念撮影を本会議前に行いたいというふうに考えてございます。

おおむねこのスケジュールで、4月の後半から5月の前半にかけて行いたいと思いますので、ご承知おきをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） この件については何か質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） ご了承をよろしくお願いいたします。

〔「お話ししてもよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） はい。

○事務局長（中村俊政君） 今、結論から言いますと、企画の課長、きょうあす出張のようでございます、課員だけいて、いずれいないのでちょっと説明が申しわけないんですが、できかねるということでございます。

なので、ちょっときょうは無理だと思いますが、もしあれであればあちらのほうのあれを聞いて、皆様がよろしければ改めて日にちを設定ということにならざるを得ないと思うんですが。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） 少なくとも予算特別委員会で企画課長がそういうお話をしたわけなんですよ。我々は改選期控えていまして任期がないんですけれども、まとまった以上はやっぱ速やかに全協の場でも結構ですし、あるいは総務常任委員会のほうでもいいんですが、そういうのを一つ一つやられなかったら私は茶番劇だと思うんですよ、議会改革自体も。そういう問題意識がありますので、しっかり我々も大いに存在意義を発揮していくという部分では必要ではないのかな。議会をつなば敷敷にして、今後どういうふうなお話が進むのかわからない、後から我々がそれを聞いて「仕方がないね」、これはもう議会じゃないですよ。ということで、ぜひ全協につきましては、企画課長と日程を協議の上、具体化してほしいと思います。

○議長（前川昌登君） この件については、担当課と相談をして後日説明をさせたいということで、よろしくお願いいたします。

閉 会

○議長（前川昌登君） それでは、これで全員協議会を終わります。

ご苦労さまでした。

午後 3時04分 閉会

宮古市議会議長 前 川 昌 登